

最適課税論とフェミニズム法学の接点

EDWARD J. McCAFFERY, TAXING WOMEN,
The University of Chicago Press, 1997, pp. 310

I. 題名からわかるように、本書は、連邦所得税制が女性をどう扱っているかを論じたものである。米国の課税単位および課税単位をめぐる議論については、すでに多くのこと

が知られている¹⁾。これに対して、本書の特徴は、米国社会の具体的文脈の中に税制を位置づけ、税制のもつ gender biases を別出しようと試みている点にある。

本書の序文によると、現行税制の骨格は、1930年代から50年代にかけて形成された。当時は、伝統的家族——父であり夫である男性が家の外で働き母であり妻である女性が家の中で働くという家族——が、ほとんどであった。税制は、このような片稼ぎ世帯に有利なように構築された。その税制が、状況の変わった現代に至るまで、ほとんど手つかずのまま続いており、働く女性に対してさまざまな軋轢を生んでいる(1頁)。これが、本書の中心的なメッセージである。

著者は、University of Southern California および California Institute of Technology の教授であり、従来からこの問題につき論文を発表してきた²⁾。それらを踏まえ新たに書き下ろされたのが、本書である³⁾。

なお、本書のスタイルについて一言すれば、繰り返しと設例の多用が目立つ。片稼ぎ夫婦の人名を創作して「伝統さん」夫婦 (Traditionals) とよび、共稼ぎ夫婦の「平等さん」夫婦 (Equals) や未婚の「独身さん」たち (Singles) と比較している(12頁)。本書がこのようなスタイルをとるのは、一見すると中立的に見える税制が、適用対象者の置かれた社会的立場に応じて、看過しえないバイアスをもつことを明らかにするためである。その意味で、これらの用語法は、貧民さん (Lowers)・中流さん (Middles)・富豪さん (Uppers) という区別とならび、社会的文脈を重視する本書にとって、不可欠の道具立てをなしている。レトリック上の効果も見逃せない。しかし、以下では、圧縮した要旨を伝えるという本紹介の目的上、片稼ぎ夫婦・共稼ぎ夫婦といった、より一般的な日本語を用いることにする。

II. 本書は、4部から構成されている。

1. 第1部は、夫婦が共同で所得税を申告するいわゆる共同申告 (joint filing) の制度がいかなる経緯で導入され、その後どのような展開をたどったかを再検討している。それによると、家族をめぐる所得税の歴史は、3期に分けられる。

(1) 第1期は、1913年の連邦所得税導入から1948年改正までの個人単位主義の時期である(29～57頁)。

この時期には、所得税の申告は、それぞれの個人——ほとんどは男性——が行っていた。この場合、累進税率の下では、片稼ぎ夫婦の所得税は、夫婦の合計所得が等しい共稼ぎ夫婦の所得税よりも、重くなる。そのため、片稼ぎ夫婦の間では、適用税率の低い相手

1) 金子宏『課税単位及び譲渡所得の研究』7頁(1996、初出1977)。

2) たとえば、McCaffery, *Taxation and the Family: A Fresh Look at Behavioral Gender Biases in the Code*, 40 UCLA L. Rev. 983 (1993)。

3) McCaffery 教授の資産移転課税廃止論については、[1996-2]アメリカ法 349頁に渋谷雅弘助教授の紹介がある。

に資産を移転しておいたり、稼得した所得の半分が相手に帰属するよう契約を仕組んだりする租税回避策が流行した。また、連邦最高裁によって、夫婦共有財産制の下では、夫婦の所得は夫と妻の持分2分の1の共有に属するものとされたから⁴⁾、片稼ぎ夫婦の場合についても、夫婦の所得の合計額の2分の1をそれぞれの所得として申告できることになる。この結果、夫婦共有財産制をとる州と夫婦別産制をとる州の間で、地域的不均衡が生じた。この判決をうけて別産制から共有財産制に鞍替えする州もあらわれた。問題は、片稼ぎ夫婦が、真に夫婦の間の平等を実現することなく、租税を回避する目的だけのために所得を分割したように見せかけていたことである。

この中で、1941年、夫婦の所得を強制的に合算するいわゆる強制的共同申告案が検討されたが、片稼ぎ夫婦の増税につながるため、あえなく頓挫した。これに対して、第2次大戦が終結し、平和の配当として減税が可能となった1948年には、共同申告の選択を認める旨の改正がなされ、片稼ぎ夫婦は制度上、二分二乗によって、所得を分割し累進税率緩和の便益を享受できることになった。

(2) 第2期は、1948年の共同申告制度の導入から、1969年の複数税率表導入に至る時期である(58~66頁)。

1948年に連邦所得税で共同申告が制度化されるや、その直前に夫婦共有財産制に鞍替えしていた州は、以前からの夫婦別産制に戻った。この動きは、夫婦共有財産制への移行が女性のための真摯な改革である旨力説していた人々の議論が全くの虚偽であったことを証明した。

1948年から20年余り、家族の課税は眠りの時期にはいった。1951年に扶養親族を抱えている独身世帯主(head of household)のための税率表が設けられたが、その程度の小さな改正にとどまった。学界の議論も、1948年改正を受け入れるものが大半であった。

しかし、1948年の共同申告制度の導入により、世帯における副次的な稼得者(secondary earner)に対して、大きなバイアスが生じていた。たとえば、夫が主な収入稼得者である場合、妻が新たに所得を稼得すると、累進税率構造の下では、高い限界税率段階が適用される。そのため、共同申告は、妻の就労を妨げる機能をもつ。もちろん、妻が主な収入稼得者であり、夫が副次的稼得者である場合にも、全く同じことがあてはまる。だが、多くの家計で副次的稼得者の立場におかれているのは女性であるから、共同申告制度のこのようなバイアスは、実際には女性を直撃する。

けれども、この時期に改革されたのは、この点についてではなく、独身者の負担に関する点であった。1948年法以来の共同申告制度は、二分二乗の利益を、既婚者に与える。特に、累進税率構造の下で、片稼ぎ夫婦に与える利益は大きかった。これに対して、未婚者や、法律上の婚姻をしていないカップルは、共同申告をすることができないから、この

4) Poe v. Seaborn, 282 U.S. 101 (1930).

ような減税の利益を享受することができない。このような税制は、独身者に対して既婚者を優遇し、しかもその利益は高額所得者にとってより大きくなる。この点に関する批判が議会を制し、1969年に税率表が修正された。この修正により、既婚夫婦に対して、その半分ずつの所得を得ている2人の独身者よりも、より高い税率段階が用意された。ところがこの1969年改正の結果、同額の所得を得ている独身者が結婚すると所得税が増えるといういわゆる結婚に対するペナルティー (marriage penalty) が生じることになった。

(3) 第3期は、1969年改正から現在までの時期である(66頁～85頁)。

結婚に対するペナルティーをなくすには、共同申告をやめて個人単位の申告に戻ることや、副次的稼得者の負担軽減のため控除を認めることなどの解決策もありえた。だがこれらの解決策は実際には採用されなかった。

1981年になってようやく、共働き夫婦に対して3000ドルの限度として所得控除を認める内国歳入法典221条が制定されたが、その立法過程からは、いくつかの提案の中で最も安価な——そのため片稼ぎ夫婦にとって最も受け入れやすい——策が選択されたことが判明する。しかも、221条は、1986年に廃止されてしまった。廃止の理由は、一般的な税率フラット化に伴い、結婚に対するペナルティー自体が小さくなるというものであった。だが税率フラット化は、片稼ぎ夫婦を含むすべての夫婦の減税措置であり、特に高額所得者に有利なものであった。このように、議会は、副次的稼得者に対するバイアスの問題を改善することにあまり注意を払ってこなかった。

なお、子ども世話費の税額控除が、1976年に導入され、1980年代に拡充された。この税額控除は、一定の低所得者に対して還付されるものであるから、税制の形を借りた福祉プログラムである。この制度は、所得の増大につれて税額控除額が減少するので、既婚女性の就労を阻害する効果をもつ。また、夫婦の所得を合算してより高い税率を適用するしくみになっているので、結婚に対するペナルティーを生み、その効果は低所得者に対してだけ働く。

2. 第2部は、問題が共同申告に限られないことを示し、租税制度・社会保障制度・雇用慣行(以下「税制等」)が全体として低所得者層・中所得者層・高所得者層の女性の行動にいかなる影響を与えているかを検討する。

(1) 第1部で検討した連邦所得税の共同申告の他にも、女性の就労を妨げる要因として、次の5つのものがある(89～136頁)。

- 社会保障制度のバイアス。社会保障制度は1930年代に構築されたが、特に重要であったのは1939年改革である。このとき、夫の拠出によって妻が給付を受けることができるものとされた。その結果、副次的稼得者の就労に負の誘因を与えることとなった。
- 子ども世話費の控除否定。子どもの世話 (child care) にかかる費用につき、連邦最高裁は、親の所得から控除できないものとした。その結果、共働きの夫婦の負担が重くなっている。

- 帰属所得の非課税。家事労働のように、市場を通じて提供されることのない帰属所得(imputed income)は、所得として課税されることがない。これは子どもや扶養家族を自発的に世話することを促進するものとされることもあるが、問題はこの議論が伝統的な片稼ぎ世帯だけを念頭においており、性別にもとづく労働分業を支持していることにある。

- フリンジ・ベネフィットの課税優遇。年金プランへの企業拠出や扶養手当などは、従業員の所得税上、有利に扱われていることが多い。しかも、フリンジ・ベネフィットの非課税措置は、従業員個人だけでなくその家族構成員に対する給付までをカバーしている。結果として、フリンジ・ベネフィットの支給対象となるフルタイムの仕事と、支給対象から外れるパートタイムの仕事との間にはっきりとした区別がなされてしまう。

- 州税のバイアス。州の所得税も連邦所得税と同じ構造をもっているから、連邦所得税と同じバイアスを増幅してしまう。

(2) 税制等によるこれらのバイアスは、人々の3つの行動——結婚するか否か・パートタイムで働くかフルタイムで働くか・片稼ぎにするか共稼ぎにするか——に影響を与えることによって、各所得階層について、次の効果を生んでいる(137~160頁)。

- 低所得者層への影響。低所得者層がこの3つの行動選択をするにあたって、税制等によって影響をうける度合いは、かなり深刻である。結婚に対するペナルティーは、安定した家族の形成を妨げている。両親のいる世帯においても、働きに出ようかどうか考えている潜在的な副次的稼得者は高い限界税率に直面し、これに子ども世話費税額控除の就労阻害効果が付け加わるから、片稼ぎを選ぶことになる。しかも、副次的稼得者がパートタイムで働く場合、重い課税に服するささやかな給料では、仕事に出るために生ずる費用をカバーすることが難しくなってしまう。

- 中所得者層への影響。低所得者層と比べると、中所得者層においては、結婚に対するペナルティーについても、片稼ぎ形態の優遇についても、税制等の誘因効果はそれほど大きくない。しかし、副次的稼得者がフルタイムの就労とパートタイムの就労のどちらを選択するかについて、就労によって失われる帰属所得や子ども世話費を考えあわせれば、幼児を抱える母がパートタイムで家の外で働き続けるのは割に合わない。その結果、中所得者層の女性は、フルタイムで就労するか、あるいは専業主婦となるかの all-or-nothing の選択を迫られる。

- 高所得者層への影響。高所得者層については、高所得の独身者2人が共稼ぎ夫婦になる場合の結婚に対するペナルティーが大きい。また、伝統的な片稼ぎ夫婦を優遇する強いバイアスが働いている。1991年の調査によると、アメリカの大会社の財務担当役員の8割が、専業主婦を妻にもつ男性であった。高所得者層については、生活の必要に迫られて働く低所得者層と異なり、当事者の選択はより課税ルールに敏感であると考えられる。

このように、副次的稼得者一般、その中でもとくに結婚した女性は、所得階層に応じて異なる誘因の下におかれている。独身の貧しい女性、選択の余地のない中流の女性、力を

もがれた上流の女性という社会構造は、このパターンを反映している。

3. 第3部は、最適課税論にもとづいて既婚女性を既婚男性よりも軽課すべきことを説く。この部分は、副次的稼得者に対する現行税制のバイアスを逆転させ、逆是正措置を提唱するものである。第3部ではさらに、最近の共和党等の政策提案にも言及する。

(1) 最適課税論によると、既婚女性の労働供給を阻害しないためには、彼女らを軽課することが必要である(163~201頁)。

既婚女性が世帯における副次的な稼得者である場合、彼女らの労働供給は、主な稼得者のそれに比べて、より弾力的である。したがって、彼女らの労働供給を阻害しないよう、一般的に適用税率を低くすべきであり、また、既婚女性を既婚男性に比べ軽課すべきである。弾力性は時間とともに変化するし、近年のデータは就労女性の弾力性が就労男性のそれに近づいてきたことを示しているが、だからといって軽課すべきでないということにはならない。課税による所得効果を勘案して補正することも考えられるが、むしろ補正前の弾力性を問題にすべきである。

なお、低所得者層の女性については、生活の必要がかかっているのに、弾力性は低い。けれども、低所得者層については明白な結婚へのペナルティーが存在するのであり、その点こそが問題である。

(2) 共和党等の最近の提案は、問題が多い(202~225頁)。

1994年に共和党は Contract with America という文書を発表した。また1995年に Christian Coalition は同名の文書を公表している。これらの文書は、伝統的家族と伝統的価値を称揚するという特定の政治目的を持っているが、gender justice に対して感受性を欠くだけでなく、事実の面からも不正確である。

4. 第4部は、労働市場における性差別一般に議論を広げ、しかるのちにいくつかの提案を示している。

(1) 税制等の深い gender bias は、全社会経済システムに対して大きな影響を与えている(229~249頁)。

労働市場は、次のように働く。第1に、税制が働く妻と母に対し不利になっている。第2に、そのため、就労を諦める女性が出てくる。また、低所得者層の女性が安定した家族を作りにくくなる。第3に、女性が不利な条件の下で行動すると、合理的な使用者にとって統計的確率の変数が変わり、既婚女性は男性に比べ勤労意欲に欠け短期間で退職するものと結論される。これがいわゆる統計的差別である。第4に、男性・女性・企業のどの当事者も、いわゆる集合的行為 (collective action) の問題に直面し、自分だけが皆と別の行動をとることをしない。その結果、第5に、子どもをもつ女性は、労働市場における高いハードルに直面して、3つのグループに分かれる。グループその1は、一人で子どもを養う女性たちであり、全米の子どもの4分の1はこのような女性の片親を母にもつ。グループその2は、専業主婦であり、結婚した母親の約4割を占める。グループその3は、

就労を選択する女性であって、結婚した母親の約6割を占め、子どものある世帯の4割に相当する。

教科書的な完全自由市場と異なり、現実の労働市場は、不完全な契約・統計的差別・税制等のバイアス・不完全市場・集合的行為といった要因により、うまく働かない。

(2) 問題は構造的であり、性差により賃金が異なるという状況 (gender wage gap) が改善されればすむというものではない(250~266頁)。

多くの女性は、フルタイムで家にいることとフルタイムで家の外で働くこと以外のことを望んでいる。しかし、男性が家事労働を行い、女性が外に出て、男女両方が子育てに従事する、という状況は稀である。このような現状に対して、クラスとしての女性は満足していない。

労働市場においては、情報が不完全であり、使用者は従業員の情報を完全に承知しているわけではない。そのため、女性は、男性と同じ職を得るためには、より高い資格を取得するなどして使用者にシグナルを送らなければならない。働く女性は、遅く結婚し、少ない子どもを持ち、ひとつの仕事を長く続け、教育に投資してきた。このような現象の結果が男女の賃金格差の減少なのであり、賃金格差の現象が問題を解決したわけではないのである。

(3) このような状況を前にして、何もしないという選択肢は、望ましくない。(267~283頁)。

まず第1に理想的な改革としては、既婚男性を重課し、既婚女性を軽課すべきである。そのためには、世帯における主な稼得者に重く、副次的稼得者に軽く課税することにすればよい。第2に、より個別的な改革として、次の措置を組み合わせるべきである。すなわち、共同申告制度を廃止し、個人単位主義に復帰する。社会保障制度を改革し、副次的稼得者が一定額までは拠出しなくてもよいようにする。所得税上副次的稼得者に課税軽減策を講ずる。子ども世話費の所得控除ないし税額控除を抜本的に再検討する。FRINGE・ベネフィット法を改革する。以上の措置である。そして第3には、社会理論の実践として税制の働きを考え直すことが大切である。

III. 以上が、本書の概要である。本書を通覧して、最も興味深いのは、文言上は性別に対して中立的に作られているはずの税制が、社会的な文脈に照らし合わせた場合、実は女性に対して差別的効果をもってきた旨を歴史的に論証していることである。とくに、共同申告制度が副次的稼得者に対して就労阻害効果をもつことが、所得階層に応じて、つぶさに分析されている。これに対して、日本の所得税は、すでに第2次大戦後個人単位主義に移行した。しかし、現行所得税法上の配偶者控除および配偶者特別控除については、日本でもその就労阻害効果が問題とされており、本書の分析はその廃止論に力を与えるであろう。

ただし、本書の議論の前提については、憲法との関係で、一つ問題を提示しておきた

い。本書が、米国社会の多数派——片稼ぎ夫婦——の意向を反映する形で租税立法がなされてきたことを批判するとき、はたして憲法上の切り札としての権利に基づいて議論を展開しているのだろうか。もしそうでないとすれば、本書の手になる課税単位的设计は、議会の多数決によって決すべきいわゆる調整問題に属することになる。本書は、本書と異なるバージョンの善き生の構想をもつ人々を、どこまで説得できるか。本書の第4部は、この問題に答えるためには、いま一步論証不足のように思われる。

本書の書評として McIntyre, 50 National Tax Journal 820 (1997); Ventry, 79 Tax Notes 905 (1998) がある。

(増井良啓)